

施策22 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

めざす姿 空気や水がきれいで、騒音や悪臭などがない快適な生活環境が確保されている

現状と課題

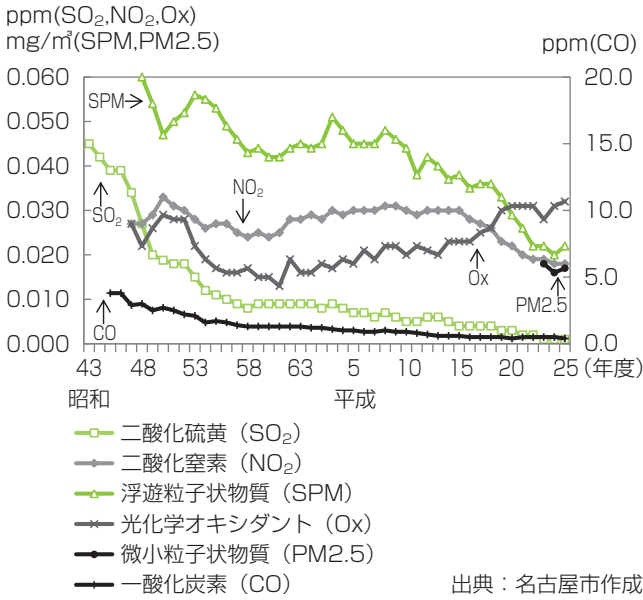
現 状

- ・大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成25年度における環境目標値*の達成率は、大気（二酸化窒素）が94.4%（測定局18か所のうち17か所）、河川の水質（BOD*）が60.0%（調査地点25か所のうち15か所）でした。
- ・本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成25年度は1,795件の苦情が寄せられ、騒音・大気汚染・悪臭が全体の約84%を占めています。

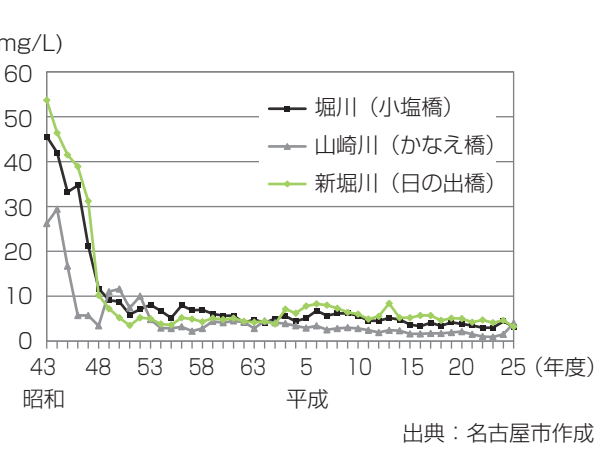
課 題

- ・大気や水質が良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。
- ・公害の発生を抑制するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みをすすめていくことが必要です。
- ・広域的な課題でもある微小粒子状物質（PM2.5*）などの新たな環境汚染物質への対応が求められています。

●大気汚染の推移



●市内河川におけるBODの推移



環境目標値：名古屋市環境基本条例において市独自に設定した目標で、大気の汚染、水質の汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、および快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値

BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略語。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。

PM2.5：大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm（1μm=1mmの1000分の1）以下の非常に小さな粒子。ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがある。

施策の展開

1 大気環境の向上

二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）など、大気汚染の常時監視を実施するとともに、工場などに対して大気汚染の規制・指導を行います。また、次世代自動車の普及啓発やエコドライブの促進など自動車環境対策を推進し、大気環境の保全をはかります。

2 水環境の向上

河川のBODなど水質汚濁の常時監視を実施するとともに、工場などに対して水質の規制・指導を行います。また、合流式下水道*の改善や下水の高度処理*など下水道整備を推進するとともに、親しみやすい指標*を用いた水質調査をはじめとする水質汚濁防止の普及啓発などに取り組み、市内河川・海域等の水環境の向上をはかります。

3 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて規制・指導を推進します。また、有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中のダイオキシン類やアスベストの状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有をはかり、適正管理を促進します。

成果指標

	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	94.4% (25年度)	100%	100%
2	水質環境目標値の達成率（BOD）	60.0% (25年度)	100%	100%
3	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	35.6% (25年度)	40%	50%

関連する個別計画

- ◆第3次環境基本計画 ◆水の環境復活2050なごや戦略

合流式下水道：汚水および雨水を同一の管きよで排除し処理する方式

下水の高度処理：従来の処理方式に比べ、主に窒素・りんを多く除去できる処理方法

親しみやすい指標：名古屋市環境基本条例において市独自に設定した目標で、水のにごり（透視度）や水のにおい、水の色、水の流れ、ごみの有無、生物指標など自然環境に関する市民にとって感覚的にわかりやすい指標

施策を推進する事業

1 大気環境の向上

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
大気汚染常時監視・規制指導	市内の窒素酸化物、PM2.5などの大気汚染物質等の監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するほか、工場・事業場に対する規制・指導を実施	大気汚染常時監視の実施 17地点14項目 有害大気汚染物質モニタリングの実施 5地点21物質 PM2.5成分分析の実施 6地点 大気汚染の規制指導の実施	大気汚染常時監視の実施 有害大気汚染物質モニタリングの実施 PM2.5成分分析の実施 大気汚染の規制指導の実施	環境局
自動車環境対策の推進	大気環境の向上、地球温暖化防止を推進するため、次世代自動車の普及啓発につとめるほか、「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 年間19台 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入 457台 環境対策の取りまとめ、国などへの要望	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進 環境対策の取りまとめ、国などへの要望	環境局

2 水環境の向上

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
水質汚濁常時監視・規制指導	河川などにおける水質汚濁の状況の常時監視や、地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	水質汚濁常時監視の実施 27地点61項目 地下水常時監視・モニタリングの実施 191地点 水質汚濁の規制指導の実施	水質汚濁常時監視の実施 水質環境目標値の達成 地下水常時監視・モニタリングの実施 水質汚濁の規制指導の実施	環境局
水質環境目標値市民モニタリング	水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施	市民モニタリングの実施 河川30地点 ため池11地点 5項目	市民モニタリングの実施	環境局
地盤沈下常時監視・規制指導	水準測量をはじめとした地盤沈下の状況の常時監視および工場・事業場に対する規制・指導を実施	一級水準測量の実施 163km 地下水位観測の実施 13地点 地下水採取の規制指導の実施	一級水準測量の実施 地下水位観測の実施 地下水採取の規制指導の実施	環境局

下水道による水環境の向上	下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境を向上させるため、下水道未整備地域における下水道整備、合流式下水道の改善、水処理センターにおける高度処理の導入を推進	庄内川西部、 志 ^し 段 ^だ 味、桶 ^{おけ} 狭 ^{はざま} 間地区などの下水道整備の推進	庄内川西部、 志 ^し 段 ^だ 味、桶 ^{おけ} 狭 ^{はざま} 間地区などの下水道整備の推進	上下水道局
		雨水滞水池の建設 工事中2か所	雨水滞水池の建設 着工〔4か所〕 完了〔2か所〕	
		水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 完了2か所 工事中2か所	水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 着工〔2か所〕 完了〔4か所〕	
		ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施	ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施	
		水処理センターにおける高度処理施設の導入 工事中1か所 実証実験中1か所	水処理センターにおける高度処理施設の導入 着工〔1か所〕 完了〔2か所〕	

3 快適な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
大気・水質未規制有害物質調査	大気・水質における規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、市内における大気や河川、海域における調査を実施	大気未規制有害物質調査の実施 5地点 水質未規制有害物質調査の実施 水質 12地点 底質 6地点 生物 1地点 化学物質環境実態調査の実施	大気未規制有害物質調査の実施 水質未規制有害物質調査の実施 化学物質環境実態調査の実施	環境局
環境科学調査センターの運営	環境に関する総合的、専門的な調査研究機関として、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導にともなう調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導にともなう調査 行政課題に対する調査研究 10件 環境講座 49件	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導にともなう調査 行政課題に対する調査研究 環境講座	環境局
土壌汚染規制指導	土壌汚染について事業者等に対し調査や措置にかかる規制・指導を実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	環境局

ダイオキシン類 の常時監視・規制指導	市域の大気・水質・土壌など 環境中のダイオキシン類の常 時監視を実施するとともに、 工場・事業場に対する規制・ 指導を実施	環境調査の実施 大気 4地点 水質 9地点 底質 9地点 水生生物 1地点 地下水 4地点 土壌 4地点 発生源にかかる行 政検査の実施 排出ガス 10施設 排水 1施設	環境調査の実施 発生源にかかる行 政検査の実施	環境局
アスベスト対策 の推進	環境中のアスベスト濃度を調 査するとともに、解体工事現 場への立入や行政検査などア スベスト飛散防止に向けた規 制・指導を実施	環境調査の実施 8地点 飛散防止に向けた 規制指導の実施	環境調査の実施 飛散防止に向けた 規制指導の実施	環境局
化学物質の適正 管理の促進	国のPRTR制度*に基づき、 事業者が行う対象化学物質の 環境中への排出量などの届出 受付およびデータの集計・公 表を実施するとともに、化学 物質の適正な管理を一層推進 するため化学物質に関する講 演会を開催	化学物質の環境中 への排出量などの 届出受付の実施 化学物質に関する 講演会の開催 市民向け 1回 事業者向け 1回	化学物質の環境中 への排出量などの 届出受付の実施 化学物質に関する 講演会の開催	環境局

PRTR制度：化学物質の環境中への排出量および移動量の把握とその届出について定めたもの

施策23 身近な自然や農にふれあう環境をつくります

現状と課題

現 状

- ・市内の都市公園は、平成26年4月現在、1,444か所、総面積1,579.67ha（市域の約5%）もの緑豊かな空間を都市の中に形成しており、市民の大きな資産となっています。
- ・平成2年から22年までの20年間で、天白区の面積に相当する2,136haの樹林地などの緑被地*が減少するなど、都市化の進展とともに身近な自然や水循環機能が失われています。
- ・農地は都市化の進展や農家の後継者不足によって、年々減少しています。
- ・市街地の拡大や外来生物の侵入などによる身近な生態系への影響が生じています。
- ・市民意識のアンケート調査において、「自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合」は5%未満にとどまっています。

課 題

- ・人と生き物が快適に暮らせる緑豊かな都市環境を取り戻すとともに、都市全体の水循環機能を回復させ、自然が本来持つ水や気温を調節する機能をまちづくりに生かしていく必要があります。
- ・時代の変化にともない、公園に対する市民のニーズも多様化していることから、今後の公園の役割やその可能性について改めて考える必要性が高まっています。
- ・市民の農への理解を高めるため、農業を生産の場としてだけでなく、人々の暮らしの基盤としての役割を果たす「農」として広くとらえ、農にふれあう環境づくりをすすめる必要があります。
- ・地域における生物多様性の保全のためには、身近な自然を守り育てる市民や地域との協働の取り組みが必要です。

●名城公園「花の山」花植えボランティア



●農業センター収穫体験



緑被地：10㎡以上の樹林地、芝・草地、農地、水面

めざす姿 市民が身近に緑・農・生き物にふれあうことができる

施策の展開

1 緑に親しむ環境づくり

緑豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全をはかるとともに、民有地緑化や街路樹による市街地の緑化と公園緑地の整備をすすめます。緑の管理・運営にあたっては、利用者志向で「公園を育て、生かす」公園経営の取り組みを展開しながら、市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくり活動を推進し、市民が身近に親しめる緑の環境づくりをすすめます。

2 水循環機能の回復

雨水の貯留・浸透や蒸発散など水循環機能の回復について、市民とともにさまざまな取り組みをすすめることで、都市化によって失われた気温調節・保水機能を回復します。

3 農のある暮らしづくり

市民農園*の設置を推進するなど、より多くの市民が農作業を通じて農にふれる機会を提供するとともに、地産地消を積極的に推進し、農のある暮らしづくりをすすめます。

4 生物多様性保全に向けた取り組み

地球上の多様ないのちのつながりへの理解と認識を深め、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市を実現するため、なごやの身近な自然の調査、保全活動などをすすめ、都市部に残された貴重な自然を守り、次世代に継承します。

成果指標

	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	緑化地域制度によって確保された緑の面積	256ha (25年度)	450ha	850ha
2	親しみがある公園があると思う市民の割合	66.2% (25年度)	70%	75%
3	市民農園の設置区画数	3,716区画 (25年度)	4,000区画	4,000区画
4	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	3.5% (25年度)	15%	15%以上

関連する個別計画

- ◆ なごや緑の基本計画2020 ◆ 長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム
- ◆ 公園経営基本方針 ◆ なごやアグリライフプラン ◆ 第3次環境基本計画
- ◆ 水の環復活2050なごや戦略 ◆ 生物多様性2050なごや戦略

市民農園：市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園

施策を推進する事業

1 緑に親しむ環境づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
樹林地の保全	特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により樹林地を保全するとともに、多様な主体による樹林地の維持管理を推進	緑地保全施策の実施 特別緑地保全地区 199ha 市民緑地（保全型） 5.92ha 保存樹 872本 樹林地の維持管理	緑地保全施策の推進 多様な主体による樹林地維持管理の推進	緑政土木局
市街地の緑化	民有地緑化による市街地の緑化を推進するため、緑化地域制度の運用や助成制度の活用を推進するとともに、市民の身近な緑として街路樹が持つさまざまな機能や役割を十分に発揮できるよう、適正な管理を推進	緑化地域制度により確保された緑の面積 累計256ha 街路樹の適正管理 高木 104,045本 中低木 2,768,121本	緑化地域制度により確保された緑の面積 累計450ha 街路樹の適正管理	緑政土木局
公園緑地の整備	災害時に避難場所などとなる公園・緑地や、歩いて行くことができる身近な公園を計画的に整備	長期末整備公園緑地の事業推進 事業中 15か所 街区公園などの整備 みどりが丘公園の整備 墓地 25,358区画	長期末整備公園緑地の事業推進 完了 〔8か所〕 事業中 〔7か所〕 着手 〔1か所〕 街区公園などの整備 完了 〔7か所〕 みどりが丘公園の整備 墓地 〔3,788区画〕	緑政土木局

公園経営の推進	公園を「市民の重要な資産」としてとらえ、その利活用により公園機能の最大化、市民サービスの向上、地域の活性化などをはかる公園経営の考えを元に、公園の適切な維持管理と管理運営を推進	公園経営の推進 パークマネジメントプランの作成 10公園 社会実験の実施 および制度設計 適切な公園維持管理	公園に対する利用者満足度調査の実施・評価 公園経営の推進・充実 公園経営への民間活力導入 適切な公園維持管理 市民協働・企業参画の推進	緑政土木局
緑のまちづくり活動の推進	緑のまちづくり活動団体などへの支援・育成や、市民協働・企業参画による緑のまちづくりを推進	緑のまちづくり活動団体の育成支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 年間26,000人 市民協働・企業参画の推進	緑のまちづくり活動団体の育成支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 年間31,000人 市民協働・企業参画の推進	緑政土木局

2 水循環機能の回復

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
健全な水循環の確保	水循環に関するさらなる理解の促進や雨水の貯留浸透など健全な水循環の回復に向け、水の環復活2050なごや戦略を推進	推進 湧き水モニタリングの実施 市内10地点	推進 湧き水モニタリングの実施	環境局

3 農のある暮らしづくり

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
市民農園・市民水田等の設置	市民に農にふれあう機会を提供するため、市民農園・市民水田・田んぼアートの設置などを推進	市民農園 3,716区画 市民水田 一般28口 団体 2口 田んぼアート 1か所	市民農園 4,000区画 市民水田 一般28口 団体 2口 田んぼアート 1か所	緑政土木局
地産地消の推進	朝市・青空市の支援、地産地消イベントの開催、市内農産物のブランド化、食農教育など地産地消を総合的に推進	朝市・青空市の開催か所数 39か所 地産地消イベント 3回 ブランド農産物の育成 給食講師派遣 42回	朝市・青空市の開催か所数 〔165か所〕 地産地消イベント 〔15回〕 ブランド農産物の育成 〔2品目〕 給食講師派遣 〔200回〕	緑政土木局
農業公園の運営	市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営	実施	実施	緑政土木局
営農の支援	多面的な機能を持つ都市内の貴重な農地を保全するため、農業生産基盤の整備、農家などによる農業用施設・機械の導入に対する補助や援農支援により、農の営みを支援	農業用水路の整備 累計48.9km 優良農地保全利用 対策事業 20件 農業ボランティアの育成 24人 野菜生産価格安定 対策事業 9品目	農業用水路の整備 〔2.5km〕 優良農地保全利用 対策事業の実施 農業ボランティアの育成 〔150人〕 野菜生産価格安定 対策事業の実施	緑政土木局

チャレンジファーマーの育成	趣味的な「農」と生業としての「農業」との中間レベルの「農」に親しみたいという市民のニーズに応えるため、チャレンジファーマーカレッジにより、生産から販売までを行う人材を養成するとともに、農地バンク制度により小規模農地をあっせんすることで都市部の農地を保全	検討	実施 受講生募集 年8名 修了生の就農率 (農業を生業とするものではないが農地を借りて耕作から販売までを行う) 6割	緑政土木局
---------------	--	----	---	-------

4 生物多様性保全に向けた取り組み

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
市立大学生物多様性研究センターの運営	生物多様性に関し、遺伝子試料の収集・分析などの専門的な研究を行うとともに、その成果をなごや生物多様性センターに提供することで、身近な自然の調査・保全活動を促進	実施	実施	総務局
なごや生物多様性センターの運営	COP10の成果を継承するなごや生物多様性センターにおいて、生物多様性の保全につなげるため、「なごや生物多様性保全活動協議会」を通して市民と協働で身近な自然の調査・保全活動などを推進し、その成果を次世代に継承	調査・保全活動の実施 外来生物の防除および普及啓発 レッドリスト・レッドデータブックの改訂	調査・保全活動の実施 外来生物の防除および普及啓発 レッドリスト・レッドデータブックの公表、次期改訂に向けた調査の実施	環境局
藤前干潟の保全活用の推進	ごみ減量に始まる本市の環境行政の転換点を象徴する場所であり、また国内有数の渡り鳥の飛来地である藤前干潟の重要性を伝えるため、普及啓発を実施するほか、湿地提携を締結しているオーストラリアのジロング市との交流事業などを実施	藤前干潟の重要性を発信するイベントの実施 オーストラリア・ジロング市との交流事業	藤前干潟の重要性を学ぶ環境学習体験プログラムの実施 オーストラリア・ジロング市との交流事業	環境局

施策24 公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます

めざす姿 自家用車に頼らなくても、不自由を感じることなく買い物や通勤など日常生活を営むことができる

現状と課題

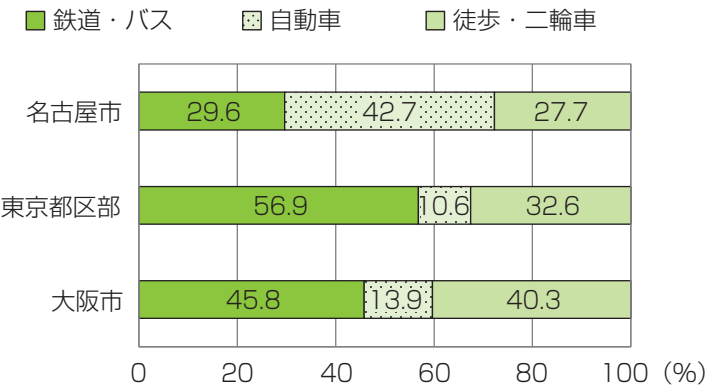
現 状

- ・交通基盤の充実がすすんでいる一方で、本市の自動車利用の割合は東京都区部や大阪市などと比べて高い水準にあり、交通渋滞や違法駐車、自動車利用でのCO₂の排出による環境問題などさまざまな問題を抱えています。
- ・公共交通機関では、平成22年度にICカード乗車券が導入され、利便性を高める取り組みがすすめられています。
- ・交通結節点などで都市機能の更新が求められている地区においては、敷地の共同化や高度利用をすすめるために、市街地再開発事業に取り組んでいます。

課 題

- ・徒歩や自転車、公共交通でより移動しやすい環境づくりに向け、交通施策とまちづくりを一体的に展開する必要があります。
- ・市民の重要な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通について、より市民が快適に、利用しやすいサービスを提供する必要があります。
- ・市民だけでなく、本市に働きに来る人など一人ひとりが自身の交通行動を考え、環境にやさしいライフスタイルへの転換をはかっていく必要があります。
- ・地域の中心となる交通結節点における市街地再開発事業を早期に完了させ、地域の活性化につなげる必要があります。

●三大都市における交通手段別移動割合



出典：名古屋市：第5回中京都市圏パーソントリップ調査（平成23年度）
東京都区部：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（平成20年度）
大阪市：第5回近畿圏パーソントリップ調査（平成22年度）

施策の展開

1 交通施策とまちづくりとの連携

都心部や鉄道駅周辺を中心に、公共交通と連携したまちづくりに取り組みます。また、都心部幹線道路の空間配分の見直しや新たな路面公共交通システムの導入検討など、「みちまちづくり*」を推進することにより、公共交通を中心とした快適に過ごせる環境づくりをすすめます。

2 公共交通の利便性向上

乗り継ぎの利便性向上やより高いサービスの提供につとめ、公共交通機関の利用促進をはかります。

3 交通エコライフの推進

環境、健康、家計など多様な側面から日頃の交通行動について考える機会を提供し、状況や目的に応じて交通手段を適切に使い分けるライフスタイルの推進に取り組みます。

4 交通結節点などを中心とした地域の活性化

公共交通機関の結節点となる地域などにおいては、駅前広場などの整備とともに住宅の供給、商業施設の立地などによる土地の高度利用をすすめ、さまざまな機能の集積による地域の活性化をはかります。

成果指標

	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	64.9% (25年度)	75%	80%
2	市内の鉄道および市バスの1日当たり乗車人員合計	234万人 (24年度)	237万人	243万人
3	市内主要地点の1日（平日）当たり自動車交通量の合計	133万台 (24年)	124万台 (30年)	108万台 (40年)

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆なごや新交通戦略推進プラン ◆なごや交通まちづくりプラン
- ◆市営交通事業経営健全化計画

みちまちづくり：名古屋市の特長である広い道路空間に着目し、道路空間を人が主役の空間（みち）へと転換することで、安全でにぎわいのある「まち」に変えていく取り組み

施策を推進する事業

1 交通施策とまちづくりとの連携

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
駅そばまちづくりの推進	都市計画マスタープランに掲げた集約連携型都市構造の実現に寄与するため、駅そばまちづくりをすすめる重点施策を検討・実施	既存制度の運用改善案や各種ボーナス制度の活用案の検討	既存制度の運用改善や各種ボーナス制度を活用した駅そばへの誘導方策の策定・推進	住宅都市局
みちまちづくりの推進	なごや新交通戦略推進プランに位置づけられた「みちまちづくり」を実現するために、都心部幹線道路の空間配分の見直しや新たな路面公共交通システムの導入等、まちづくりと一体となった交通施策を検討	なごや交通まちづくりプランの素案作成、市民意見聴取	なごや交通まちづくりプランの策定 LRT*などの導入検討 幹線道路の空間再配分等の具体化	住宅都市局
総合交通政策の企画推進	なごや新交通戦略推進プランに掲げた基本理念「まちづくりと連携した総合交通体系の形成」を実現するために、各種交通施策の展開に向けて総合的な交通政策の検討を行うとともに、プランの進行管理を実施	なごや新交通戦略推進プランの進行管理	なごや新交通戦略推進プランの進行管理 公共交通のあり方検討	住宅都市局
都心部における駐車場のあり方検討等	都心部への過度な自動車流入を抑制するため、既存駐車場の有効活用や駐車場附置義務制度の見直しを実施するとともに、市営路外駐車場の管理運営等を実施	駐車場附置義務制度の見直しの調査・検討 市営路外駐車場の管理運営を実施	駐車場附置義務制度の見直しの実施 市営路外駐車場の管理運営を実施 久屋、古沢公園駐車場 耐震補強設計 耐震補強完了	住宅都市局

LRT：Light Rail Transitの略。低床式車両を活用し、定時性・速達性・快適性などの面ですぐれた特徴を有する次世代型路面電車システム

2 公共交通の利便性向上

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
あおなみ線の利用促進	名古屋西南部地域の基幹交通機関であるあおなみ線（西名古屋港線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施	沿線開発にあわせた利用促進策の実施	住宅都市局
ゆとりーとラインの利用促進	志段味地区の開発がすすむ名古屋市の北東部と都心部を結ぶ重要な公共交通機関であるゆとりーとライン（ガイドウェイバス志段味線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施 車両の更新 累計28台	沿線開発にあわせた利用促進策の実施	住宅都市局
リニモの利用促進	本市と東部丘陵地域とを結ぶ重要な公共交通機関であるリニモ（東部丘陵線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施	各種支援の実施	住宅都市局
栄バスターミナルの維持管理	利用者の利便性、快適性、安全性の向上をはかるため、基幹となるバス路線の発着点である栄バスターミナルの質の高い維持管理などを実施	指定管理者による維持管理の実施 中長期保全の実施	指定管理者による維持管理の実施 中長期保全の実施	住宅都市局
総合駅連絡通路等の管理	公共交通機関相互または公共交通機関と自動車交通との乗り継ぎ利便性を向上させるため、金山総合駅連絡通路橋や八田総合駅地下連絡通路等、徳重交通広場・テラス広場の施設管理を実施	実施 金山総合駅連絡通路の耐震補強に関する関係機関との協議	実施 金山総合駅連絡通路の耐震補強完了	住宅都市局
交通局ウェブサイトの見直し	ウェブサイトの使いやすさの向上やモバイルサイトへの対応などを実施	現行ウェブサイトの課題、問題点などの抽出、分析等	新規ウェブサイトの作成、公開	交通局

市営交通におけるワイヤレスブロードバンドエリア拡大	市営交通における施設や車両で快適な情報通信環境を提供するため、Wi-Fiなどのワイヤレスブロードバンドエリアを拡大	地下鉄全路線の駅およびトンネルにおいてWiMAXエリア化の実施 地下鉄車内のWi-Fiエリア化の導入 地下鉄駅構内における主要通信事業者のWi-Fiエリア化の実施	地下鉄車内のWi-Fiエリアの拡大	交通局
地下鉄の終電時刻の延長	金曜日および祝前日（年末年始期間等を除く）において、地下鉄東山線の終電時刻を延長	臨時列車の試行運行	実施	交通局
新たな駅の魅力づくり	新たな駅の魅力をつくりだすことにより地下鉄の利用促進をはかるため、市立大学をはじめ、市内大学と連携し、学生の柔軟な発想力と情報力を活用しながら、「若者が集い、にぎわいのある駅」のあり方について検討するほか、駅構内コンサートを実施	検討	事業化の可能性について検討 駅構内コンサートの実施	交通局

3 交通エコライフの推進

事業名	事業概要	現況 （25時点の状況）	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
交通エコライフの推進	自動車に依存することなく公共交通、徒歩、自転車などを状況に応じて選択してもらうことを目的に交通エコライフを推進	推進	推進	住宅都市局
パークアンドライド施策の推進	自動車から公共交通への乗り換えの促進をめざし、パークアンドライド駐車場の利用を促進	促進	促進	住宅都市局

4 交通結節点などを中心とした地域の活性化

事業名	事業概要	現況 （25時点の状況）	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
金山地区におけるまちづくりの推進	市内有数の交通結節点である金山地区において、都市機能のさらなる集積とにぎわいの創出につながる交流空間の形成に資するまちづくりを推進	実施	実施 長期的な土地利用方針の策定および開発方策の検討	住宅都市局
鳴海駅前第二種市街地再開発事業の推進	名鉄鳴海駅周辺において、居住環境を改善し、地区の活性化をはかるため、公共施設や商業・業務施設、住宅施設等を整備	D工区の整備完了 C工区施設建築物の工事 A・B工区の建物移転等	C工区の整備完了 A・B工区の整備完了	住宅都市局

施策25 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

めざす姿 良好な都市基盤が整備され、住む人が快適さや利便性を感じられるまちとなっている

現状と課題

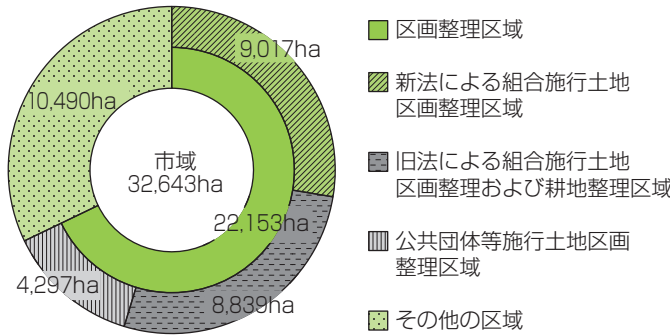
現 状

- ・都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善、宅地の利用増進をはかるために、土地区画整理事業などに取り組んでいます。
- ・幹線道路の整備状況は他都市に比べて高い水準にあります。地域によっては整備の遅れや踏切による渋滞の発生、生活道路への通過車両の侵入などが見られます。
- ・長期にわたり整備されていない都市計画道路や都市計画公園については、社会情勢などをふまえた計画の見直しや整備着手時期の明確化に取り組んでいます。
- ・工場の転出などにとまなう、大規模敷地の土地利用転換が見られます。

課 題

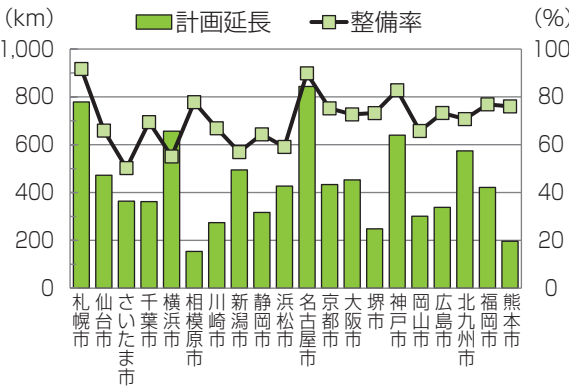
- ・施行中の土地区画整理事業については早期に完了させるなど、必要な都市基盤の整備や改善を効率的にすすめることで、良好な居住環境の創出や自動車交通の円滑化をはかる必要があります。
- ・既存の都市基盤の活用や改善に重点をおき、歩行者にやさしく、居住や商業などの機能が適切に配置された生活しやすい市街地の形成をめざす必要があります。
- ・工場の転出などにより現れる大規模敷地の活用については、都市基盤の整備状況や周辺環境に配慮しながら、適切な土地利用の誘導を行う必要があります。

●市域と土地区画整理施行面積



平成25年10月1日現在
出典：名古屋市作成

●都市計画道路（幹線街路）の整備状況



出典：国土交通省「都市計画年報」（平成24年）より名古屋市作成

施策の展開

1 市街地の整備・再生

道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、自然環境や歴史・文化資源に配慮しつつ、土地区画整理事業などにより、市街地の整備・再生をすすめます。

2 土地利用等の規制・誘導

都市基盤の整備状況や地域の特性をふまえて、快適に生活できる市街地の形成に向けた土地利用の規制・誘導などに取り組みます。また、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画*や建築協定*の活用促進に取り組みます。

3 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心で安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備をすすめるなど、自動車交通の円滑化に取り組みます。

成果指標

	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	87.6% (25年度)	90%	90%
2	地区計画の都市計画決定数および建築協定の認可地区数（累計）	99地区 (25年度)	114地区	144地区
3	主要な幹線道路における交通円滑対策が必要な区間数	24区間 (25年度)	12区間	7区間

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆都市計画道路整備プログラム ◆未着手都市計画道路の整備方針
- ◆長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム

地区計画：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区住民の意向を十分反映しながら道路、公園など地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定める制度
建築協定：住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度

施策を推進する事業

1 市街地の整備・再生

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
組合施行土地区画整理事業の促進	良好な市街地形成に寄与するため、組合施行の土地区画整理事業を促進	志段味地区 都市計画道路志段味田代町線はじめ10路線の整備の促進 茶屋新田地区 都市計画道路南秋葉線はじめ5路線の整備の促進 一定の要件を満たす組合 道路舗装等の事業費援助の実施	志段味地区 都市計画道路志段味田代町線はじめ10路線の整備の促進 茶屋新田地区 都市計画道路南秋葉線はじめ5路線の整備の促進など 一定の要件を満たす組合 道路舗装等の事業費援助の実施	住宅都市局
市施行土地区画整理事業の推進	道路や公園の新設等公共施設の整備を行うことなどにより、安全な市街地を形成するとともに、老朽木造住宅の改善を推進	大曽根北地区はじめ5地区の整備 都市計画道路・区画道路の整備 建物移転等	大曽根北地区はじめ5地区の整備 都市計画道路・区画道路の整備 建物移転等 整備完了〔1地区〕	住宅都市局

2 土地利用等の規制・誘導

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
建築協定の活用促進	地域の特性を活かした良好な市街地の形成をはかるため、建築協定を活用したまちづくりを促進	建築協定の締結支援、認可の実施 42地区	建築協定の締結支援、認可の実施 47地区	住宅都市局
地区計画制度の活用促進	地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備、開発および保全をはかるため、地区計画制度を活用したまちづくりを促進	地区計画の決定 57地区	地区計画の決定 67地区	住宅都市局

地域地区制度の活用推進	良好な市街地形成をはかるため、用途地域等の地域地区制度を活用した適切な土地利用の規制・誘導を推進	用途地域等の変更	用途地域等の変更 都市計画基礎調査の実施	住宅都市局
-------------	--	----------	-----------------------------	-------

3 自動車交通の円滑化

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
都市計画道路の整備推進	未着手都市計画道路の整備方針に基づいた都市計画道路の見直しを実施するとともに、都市計画道路整備プログラムに基づいた整備着手につとめつつ、道路の新設、拡幅を実施	整備方針に基づく見直しの推進 都市計画道路の整備事業中 江川線はじめ23路線	整備方針に基づく見直しの推進 都市計画道路の整備完了 江川線はじめ〔15路線〕 整備プログラムの適時改定	住宅都市局 緑政土木局
道路と鉄道の立体交差化の推進	地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進	連続立体交差事業の事業化調整 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川間） 単独立体交差事業の推進 工事中 小幡架道橋はじめ3か所	連続立体交差事業の事業化調整・都市計画等手続き 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川間） 単独立体交差事業の推進 完了 長須賀架道橋はじめ〔2か所〕	住宅都市局 緑政土木局
橋りょうの整備	地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路などの橋りょうの新築、改築を実施	橋りょう整備 工事中 三階橋はじめ3橋	橋りょう整備 完了 三階橋はじめ〔3橋〕	緑政土木局

施策26

歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

めざす姿

歩行者や自転車が安全で快適に道路を通行することができる

現状と課題

- 現 状
- 本市では、駅周辺における放置自転車問題が深刻化していましたが、自転車等駐車対策の実施により、放置自転車等の台数は、平成25年度で約1.6万台とピーク時の昭和62年度の約4分の1まで減少してきており、一定の効果が得られています。しかしながら、いまだ栄地区を中心とした都心部などでは対策が進んでおらず、通行障害や景観の悪化を引き起こしている状況があります。
 - 近年、環境負荷の低い交通手段として自転車が見直され、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっていますが、自転車の走行空間が十分でないことや、走行ルールが遵守されていないことから、平成24年において、歩行者と自転車の交通事故件数は44件、全交通事故に占める自転車事故の割合は26.0%と、全国の割合（19.9%）よりも高くなっています。
- 課 題
- 都心部への自転車利用は、オフィスや店舗など目的施設へ直接向かう利用が多く、駅周辺だけでなく広範囲に自転車などが無秩序に駐車されています。このため、都心部では自転車の利用特性に応じた自転車駐車場の整備が求められています。
 - 自転車関連事故が多い中で、歩行者と自転車が互いに安心して通行することができる安全で快適な道路環境づくりをすすめるとともに、一人ひとりが交通ルールを遵守して自転車を利用することが一層求められています。
 - 環境への配慮や都市の魅力づくりが求められる中で、都心部においては環境にやさしく、公共交通と連携したまちの回遊性を高める新たな自転車利用システムが必要とされています。

●歩行空間の確保



●自転車レーン



施策の展開

1 安心して歩ける歩行空間の確保

放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保します。

2 自転車走行空間の整備

自転車を安全で快適かつ適正に利用できるよう、自転車道・自転車レーンの設置や歩道内での走行空間の分離などをすすめるとともに、交通安全意識や交通ルール遵守の啓発を行います。

3 新たな自転車利用システムの確立

自転車の手軽さや回遊性といったすぐれた利便性を確保しながらも、自転車の所有から共有への転換による放置自転車等の台数削減を期待できるコミュニティサイクル^{*}について、仕組みや効果などを十分に考慮しながら、都心部の自転車駐車対策の完了後に導入できるよう検討をすすめます。

成果指標

	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	21.8% (25年度)	33%	50%
2	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長	94.5km (25年度)	110km	150km
3	鉄道駅およびバス停留所周辺の放置自転車等の台数	15,701台 (25年度)	14,000台	12,000台

関連する個別計画

- ◆自転車利用環境基本計画

コミュニティサイクル：専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム

施策を推進する事業

1 安心して歩ける歩行空間の確保

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
自転車放置禁止 区域の設定	放置禁止区域の指定、拡大、 駐車指導、広報啓発等を実施 するとともに、自転車等保管 場所、無料自転車駐車場など の維持管理業務や放置自転車 などの撤去・保管返還・処分 並びにリサイクル業務を実施	放置禁止区域指定 101駅 放置自転車等 15,701台	放置禁止区域指定 104駅 放置自転車等 14,000台以下	緑政土 木局
有料自転車駐車 場の整備	歩行者や自転車に配慮した安 全で快適な道路環境づくりに 貢献するため、有料自転車駐 車場の施設整備および維持管 理を実施	有料自転車駐車場 88駅	有料自転車駐車場 100駅	緑政土 木局

2 自転車走行空間の整備

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
自転車走行空間 の整備	自転車の安全で快適かつ適正 な利用に向け、道路空間の中 で歩行者、自転車、自動車の 構造的・視覚的な分離を実施	整備延長（直轄国 道を除く） 94.5km	整備延長（直轄国 道を除く） 110km	緑政土 木局

3 新たな自転車利用システムの確立

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
コミュニティサイ クルの推進	都心部において、歩行者の回 遊性を高めまちのにぎわいを 創出するとともに、自転車の 所有から共有への転換による 放置自転車削減といった効果 を期待し、民間主体によるコ ミュニティサイクルを導入	実施エリア内にお ける駐輪対策、事 業採算性等の確保 に向けた規制緩和 等について検討	コミュニティサイ クル事業の導入	緑政土 木局